令和７年８月１日
藤倉航装株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

藤倉航装は「人間尊重と創造を通じ、社会に貢献する」を経営理念とし、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年８月１日～令和１２年３月３１日まで

２．目標と取組内容・実施時期

目標１　育児休業等の取得の状況に関する目標の内容

男性労働者のパパ育休の取得率を 50%以上とする。 （女性労働者：育児休業 100%取得）

＜実施時期・取組内容＞

●令和７年　８月～　男性の育児休業制度に関して掲示板に紹介し改めて周知する。
●令和７年　９月～　事業場の全体朝礼で男性の育児休業制度について説明する。
●令和８年　３月～　各年度の対象者と育児休業取得状況をとりまとめる。

目標２　労働時間の状況に関する目標の内容

時間外労働の時間を令和６年度の 3%減とする。

＜実施時期・取組内容＞

●令和７年　７月　　令和６年度の時間外労働時間の集計・確認
●令和８年　１月～　年度 3／４期の時間外勤務時間の確認と年度末に向け、時間外労働の傾向を確認し、改善の取組を行う。
●令和８年　４月～　令和７年度の時間外勤務時間の集計・確認
●令和８年１１月～　年度 2／４期の時間外労働時間の確認と年度末に向け、時間外労働の傾向を確認し、改善の取組を行う。